

議案第三十六号

港区個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和八年六月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例  
港区個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成二十七年港区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

四十八 区長	都条例別表第一の十五の項に定める事務のうち事務処理の特例条例第二条の表四十三の項に定める事務であつて区規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であつて区規則で定めるもの
--------	---	-------------------------

付 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（説明）

区における個人番号を利用することができる事務を追加するため、本案を提出いたします。